

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市コンベンション開催支援
補助の区分	事業補助(イベント・大会補助)
補助の概要	交流人口の拡大に寄与するコンベンションを誘致することで、地域経済の活性化のため、コンベンションの開催にかかる経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	コンベンション、学会、大会・会議、協議会・コンクールを実施する者
補助対象経費	コンベンションに係る経費のうち、印刷製本費、講師旅費、委託証等の経費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	新潟県として、新潟県内にコンベンションを誘致するために補助制度を有している。しかし、県に誘致した後、さらに各市町村が誘致を行うため、要件が合致すれば併用可能となる。 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	15万～30万円上限 ○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	1/2(市単独) ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等 ※数値目標の設定検証	A 数値化 コンベンション開催数2回/年、島外参加250人 ○目標に対する費用対効果(計算式) 生産額:2,385万円÷補助金予算額:45万円×100%=5300% ⇒ 53倍の費用対効果 ※生産額:佐渡市産業連関表シミュレーションシート(別紙)により算出。直接効果に波及効果を加えたもの。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成27年6月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	観光振興課
(電話番号)	0259-67-7944